



お取扱い業務のご案内

「行政手続きや許認可申請、書面作成に割く時間がない!」「どこの誰に聞いたらいいんじゃろ?」
そんな悩みはございませんか?アナタの【かかりつけ行政書士】を承ります!弊所へお問い合わせ、
ご相談いただいた案件の一部をご紹介します。詳細はお気軽にお問い合わせください。

建設業許可申請はいくらかかる?

Q:申請手数料と報酬額はいくらですか?

A:主な申請手続きは以下の通りです。この他に登記簿や身分証明書などの公的書面の手数料、
郵送費、交通費などの諸経費が必要となります。一覧にない手続きもすぐにお見積もりできます。

手続きの種類	申請手数料	弊所報酬額	備考
新規申請(個人事業主・知事許可)	90,000円	110,000円	実務経験証明等が必要である場合は加算あり
// (法人・知事許可)	90,000円	132,000円	//
更新申請(個人事業主・知事許可)	50,000円	77,000円	//
// (法人・知事許可)	50,000円	88,000円	//
業種追加(知事許可)	50,000円	60,500円	//
各種変更届(役員・経営・専技等)		22,000円	複数項目同時の場合は項目あたり+11,000円
事業年度終了届		33,000円	
経営状況分析(Y)		33,000円	分析機関手数料別途9,900円~39,800円
経営事項審査(XZW及びP)	11,000円~81,000円	55,000円~	申請業種数により手数料及び報酬額変動
入札参加資格申請		44,000円	自治体追加の場合は2件目以降22,000円

※予告なく変更する場合があります ※金額は全て消費税込み

民泊か旅館業をやりたいのですが?

Q:セカンドライフに自己所有の空き家を使って
宿泊業をやりたいと思っているのですが。

A:住居を利用する場合は民泊が該当します。民
泊と旅館業では適用される法律も申請書類も異
なっています。営業日数や宿泊希望者の受入れ可
否、設備の基準などに違いがあります。それぞれ
比較、検討できる資料を用意しております。

キッチンカーの営業許可は?

Q:飲食店の経験を活かして、夢だったキッチン
カーをやりたいんです。でもどうすれば?

A:車内で調理するか、別の場所で調理したもの
を販売するかで許可や届出が異なります。車内で
調理する場合は、調理器具や手洗い等の設備、給
水タンクの容量にもルールがあります。また、飲
食店営業には食品衛生責任者が必置となります。

死後の手続きは何をいつまでに?

Q:家族が亡くなりました。相続、行政手続きな
ど何をいつまでにやればいいのかいのでしょうか?

A:相続は遺言書の探索、相続財産の調査、3ヶ月
の熟慮期間、10ヶ月以内の相続税の申告など、日
付を入れたスケジュールを差し上げております。
また、行政手続きは岩国市で必要なもの及び窓口
を一覧表にまとめております。お声掛けください。

離婚届と離婚協議書どちらが先?

Q:離婚する決心がついたのですが、養育費を
ちゃんと払ってもらえるか心配です。

A:金銭や子どもさんに関することなど合意内容
が決まったら離婚協議書を作成して「言った、言わ
ない」のトラブルを防止しましょう。離婚届提出前
が望ましいです。法的効力のある公正証書にする
こともできます。もちろん秘密厳守で承ります。



行政書士かわもと事務所

代表行政書士 河本 学

山口県行政書士会所属(登録No. 24350081)

〒740-1441

岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目8番7号

(JR由宇駅より車で3分、送迎いたします)

電話: 070-9123-7830

FAX: 0827-63-3456

MAIL: info@you-gyosei7830.com



👉 ホームページは
コチラです

URL: <https://you-gyosei7830.com>

営業時間: 9時~17時(平日)

9時~19時(土曜)

日祝は休業いたします。

お電話は
お気軽にネ



©日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくん

ご相談、お問い合わせは、お電話、メール、ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。
行政書士には法により守秘義務が定められています。ご安心ください。(行政書士法 第12条)

【裏面もご覧ください】